令和5年度採用　山鹿市民医療センター職員

（感染管理認定看護師）募集要項

１．　募集職種・人数

看護師（正職員）※感染管理認定看護師　　若干名

２．　業務内容

山鹿市民医療センター（第二種感染症指定医療機関）における感染管理看護業務

３．　応募資格

昭和５７年（１９８２年）４月２日以降生まれで看護師免許を有し、かつ感染管理認定看護師の資格を持つ人。

※ただし、次のいずれかに該当する人は、受験できません。

①成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

③山鹿市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

④人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第５章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

⑤日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

４．応募方法

（１）提出書類

①　受験申込書（指定様式、写真貼付、自筆）

②　履歴書（指定様式、受験申込書と同一の写真貼付、自筆）

③　看護師免許証の写し（Ａ４縮小）

④　感染管理認定看護師の資格を有する証明書

⑤　職務経験報告書（指定様式、パソコン作成可）

※受験申込書、履歴書、職務経験報告書は、山鹿市民医療センター経営管理課で配布又は当センターホームページからもダウンロードできます。この場合、Ａ４版の白色普通紙（コピー用紙）に黒色一色のインクで印刷してください。

（２）応募、お問合せ先

山鹿市民医療センター　事務部経営管理課　総務係

〒861-0593　熊本県山鹿市山鹿５１１

TEL0968-44-2185　FAX0968-44-2420　E-mail; hp-soumu@yamaga-mc.jp

※郵送の場合には必ず**「簡易書留」**をご利用ください。持参による提出も可能です。

（３）申込期間（受付締切日）

令和５年４月２８日（金）　【当日消印有効】

※書類の記載事項に不備がある場合はお返しする場合がありますが、このために生じた申し込みの遅延等については責任を負いませんので、十分注意してください。

５．採用試験日等

（１）試験日　応募書類受理後に通知します

（２）試験内容

適性検査、面接試験

６．試験会場

山鹿市民医療センター　医療研修センター

山鹿市山鹿５１１番地

７．合格発表

試験実施からおよそ３週間後に試験の全科目受験者に対し、合否にかかわらず本人宛に郵送で通知します。

８．合格から採用まで

合格者として決定した人は、採用候補者名簿に登録し、その後特別な事情が生じた場合を除き、令和５年度中に採用します。

９．その他

（１）試験当日は受験票及び筆記具を持参してください。受験票がないと受験できませんので、必ず持参してください。

（２）試験当日は集合時間に遅れますと受験できませんので、十分注意してください。

（３）試験に関する提出書類は、一切お返ししません。

就業後の給与・人事について

１．給与

給与は、国家公務員に準じた金額を支給します。

採用後の身分は、地方公務員になります。

【初任給】（令和５年３月１日現在）

経　　歴	初任給（基本給）
看護師　（大学 4 卒）	213,200 円
看護師　（短大 3 卒）	204,900 円
看護師　（短大 2 卒）	197,000 円

※実務経験者は、規定に基づき上記に加算して支給します。

【諸手当】（条件に応じて下記の手当を支給します。）

住居手当・・・・（借家は月額最高 28,000 円支給）

通勤手当・・・・（通勤距離に応じて月額最高 31,600 円（交通機関利用は 55,000 円）支給）

期末勤勉手当（ボーナス）・・・（基本給等の 4.4 月分、支給日 6/30・12/10）

専門資格手当・・・・（月額　認定看護師 3,000 円、専門看護師 5,000 円等）

扶養手当、時間外勤務手当等

その他給与規程に基づき支給します。

２．勤務時間等

（１）勤務時間：７時３０分から１６時４５分（１日７時間４５分、週３８時間４５分勤務）

（２）休日：土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）

３．休暇等

（１）年次休暇（有給）：２０日　※初年度は１５日（４月１日採用の場合）

（２）病気休暇（有給）

（３）特別休暇（有給）

婚姻休暇（５日）、夏季休暇（毎年６月から１０月までの間に３日間）、

その他（忌引、災害被災時等）

（４）子育て支援について

１）特別休暇（有給）

①出産休暇：産前８週間、産後８週間

②保育時間：子が１歳に到達するまで、１日２回それぞれ３０分以内

③配偶者の出産休暇：産後２週間までの間に２日間

④男性職員の育児参加のための休暇：配偶者の産前産後期間中又は小学校就学の始期に達する間に５日間

⑤子の看護休暇：小学校就学の始期に達するまでの子を看護する職員で、年間５日間

２）介護休暇

１日又は１時間単位で取得（１時間を単位とする場合は１日４時間以内）

３）育児休業

子が３歳に達する日まで取得可能

４）女性職員（妊産婦）に対する軽減措置等

①深夜勤務及び時間外勤務の制限

②健康診査及び保健指導のための職務専念義務免除

③業務軽減

④休息・補食のための職務専念義務免除

⑤通勤緩和

４．院内保育所

月～金の７時３０分～１９時まで受入れ可能。土曜日は事前申請により受入れ可能。

５．社会保険

健康保険（市町村職員共済組合）、厚生年金、公務災害補償

６．福利厚生

職員互助会による慶弔金制度、各種行事開催、助成

共済組合による人間ドック・健診補助、宿泊施設等の利用割引

７．就業後の教育体制

（１）新人教育：プリセプター、教育委員を配置し、きめ細やかな指導を行っています。

（２）継続教育

（３）ラダー教育：専門職業員としてのコンピテンシーと臨床実践能力の向上を目指して、一人ひとりのキャリアアップへの支援を行っています。

（４）院内外研修への参加、認定看護師、その他資格取得への積極的奨励、支援を行っています。